

地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて

平成15年11月13日付けで、第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に対して、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」がなされたところである。

答申では、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の失効後において、合併に関する障害を除去するための特例を中心とした新たな法律を定め、市町村のさらなる合併を促進すべきとされており、国は、今回の答申を踏まえ、次期通常国会において新たな法律案を提案する予定としているところである。

現時点においては、法律案の内容は明らかになっていないが、答申に盛り込まれた「基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み」のうち、『行政区的タイプの地域自治組織』については、新法施行後の合併市町村に限らず、基礎自治体の判断により条例で設置できる一般制度とすべきとの提言があったところである。

本制度については、住民自治の強化や住民との協働を推進するうえで、検討すべき1つの方策として捉えることができるものであることから、今後、法定合併協議会に移行した際には、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるよう、答申の趣旨をはじめ、本庁と総合支所の役割分担及び組織機構、議会の役割、地域審議会の役割などに留意しつつ、先に決定された調整方針も含め、総合的な観点に立って、より一層、地域住民の意向が行政運営に反映される仕組みを検討すべきである。